

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表【様式】

(国土交通省25-)

施策目標								担当部局名				作成責任者名			
施策目標の概要及び達成すべき目標								施策目標の評価結果	(注1)	政策体系上の位置付け			政策評価実施予定時期		
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
											(注2)				
達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)												

※施策目標、政策体系上の位置付け、業績指標、目標値等は別添の政策体系による。

(注1) 施策目標の評価結果

業績指標の評価結果を基に、以下を目安に評価結果を記載(最終的には総合的に判断)。

- 「順調である」 A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が80%以上
- 「おおむね順調である」 A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が50%以上80%未満
- 「努力が必要である」 A評価とB評価の合計のうちA評価の割合が50%未満

(注2) 業績指標の評価結果

原則として平成24年度の実績値に関して、以下の分類で評価の結果を記載。

- A 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している
 - B 業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していない
 - N 判断できない
- 1 施策の改善等を検討
 - 2 これまでの施策を維持
 - 3 施策の中止等 (①目標の達成に伴う指標の廃止(変更)、②その他の指標の廃止・合理化)

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-26)

施策目標		26 鉄道網を充実・活性化させる						担当部局名		鉄道局			作成責任者名	総務課企画室長 五十嵐 徹人			
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	平成26年7月			
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度										
136		トラックから鉄道コンテナに転換した輸送トンキロ数	集計中	平成24年度	16億トンキロ	0.2億トンキロ	-0.7億トンキロ	-5億トンキロ	集計中		37億トンキロ	平成25年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道・海運へのモーダルシフトを推進し、平成25年3月に地球温暖化対策推進本部が決定した「当面の地球温暖化対策に関する方針」を踏まえ、平成25年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して37億トンキロ増加させるという目標値を設定。				
119		【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	-	平成23年度	-	-	-	-	21% (30万人)	A-2	100% (140万人)	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。				
137		都市鉄道路線整備により創出される利用者数	-	平成23年度	-	-	-	-	-	N-2	206千人/日	平成28年度	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワークを有効活用するための連絡線の整備や相互直通化、地下高速鉄道ネットワークの充実等によって都市内移動の円滑化を図る観点から、国として支援すべきものとする路線の整備により創出される利用者数を指標として設定。				
138		東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率②全区間のピーク時混雑率	①164% ②201%	平成23年度	①171% ②209%	①167% ②203%	①166% ②203%	①164% ②201%	①集計中 ②集計中	N-2 (集計中)	①150% ②180%	平成27年度	運輸政策審議会第18号答申及び第19号答申で平成27年度までに達成すべきとされている、東京圏における①主要31区間のピーク時の平均混雑率150%以内を目指すとともに、②全区間においてもピーク時混雑率180%以下を目指す。				
139		経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	39%	平成18年度	54%	61%	67%	75%	78%	A-2	85%	平成28年度	今後、地域鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地域鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行されることを目指す。当初の目標年度である平成23年度に70%を上回り、順調な成果を示している。今後は、多数の事業者が既に計画を策定していることから、これまでと同程度の新規の計画策定が見込みにくいことから85%を目標として設定する。 →分子80社/分母95社(平成22年度末現在)≒85%				
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号		補正後予算額(執行額)		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 幹線鉄道等活性化事業(昭和63年度)		285		1,141	1,057	(1,126)	(919)	1,539	幹線鉄道の高速化、貨物鉄道の旅客線化、貨物列車の輸送力増強、乗継円滑化及び総合連携計画に基づく鉄道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が助成することで、まちづくりと連携した鉄道網・沿線地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、環境負荷低減に資するモーダルシフトの促進を図る。				136 137 139				
(2) 長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の税制特例措置(平成8年度)		-		-	-	-	-	-	長期保有の土地等から機関車(入換機関車を除く)及びコンテナ貨車への買換えの場合の圧縮記帳(80%)を認める。				136				
(3) JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る税制特例措置(平成10年度)		-		-	-	-	-	-	JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする(未更新車両からの代替を除く)。				136				
(4) 鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する		-		-	-	-	-	-	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を課税免除とする。				136				
(5) JR貨物に対する無利子貸付(平成23年度)		-		-	-	-	-	-	JR貨物の設備投資を支援するため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務助定から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する。				136				

(6)	鉄道駅総合改善事業 (平成11年度)	286	211 (205)	344 (339)	558	鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るため、都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等を行い、駅機能を総合的に改善させる。また、人にやさしく活力ある都市の実現をめざし、既存の鉄道駅の改良と一体となって、地域のニーズにあった保育施設等の生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化(コミュニティ・ステーション化)を図る。	119	
(7)	新規営業路線に係る鉄道施設の税制特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	新規営業路線に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後5年間2/3とする。うち、立体交差化施設(橋りょう、高架橋及び土工に限る)に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後1/3とする。	119 137 138 139	
(8)	都市鉄道利便増進事業 (平成17年度)	283	4,485 (4,485)	4,863 (4,863)	6,141	都市鉄道の既存ストックを有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。	137 138	
(9)	都市鉄道整備事業 地下高速鉄道整備事業(昭和37年度) 空港アクセス鉄道等整備事業(昭和48年度)	284	23,163 (22,610)	19,265 (19,217)	13,944	(地下高速鉄道整備事業) 大都市圏における基幹的な公共交通機関として地下高速鉄道の整備を促進することにより、大都市圏における交通混雑の緩和・移動時間の短縮による円滑な旅客流動を確保するとともに、バリアフリー化等のニーズに対応することを目的とする。 (空港アクセス鉄道等整備事業) 世界の主要空港に比肩し得る速達性・利便性を備えた空港アクセス鉄道を整備することにより、都心～空港間のアクセス利便性の向上を図るとともに、移動を円滑化することを通じて地域の活性化を推進することを目的とする。	137 138	
(10)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの税制特例措置	-	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルに係る固定資産税を非課税とする。	137 138	
(11)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る税制特例措置	-	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間2/3とする。	137 138	
(12)	新設された変電所に係る償却資産の税制特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	新設された変電所に係る償却資産に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする。	137 138	
(13)	一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る税制特例措置 (平成元年度)	-	-	-	-	一体化法に規定する特定鉄道(首都圏新都市鉄道線)に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/4、その後5年間1/2とする。	137 138	
(14)	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る税制特例措置 (昭和39年度)	-	-	-	-	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(中小民鉄等は5年間3/5)。	137 138	
(15)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置 (平成20年度)	-	-	-	-	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	139	
(16)	低床型路面電車に係る税制特例措置 (平成12年度)	-	-	-	-	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	139	
(17)	鉄道整備等基礎調査 (平成19年度)	287	125 (116)	50 (47)	90	社会経済活動を支える基幹的かつ必須の交通機関である鉄道について、更なる利便性の向上と効率化を目的とした整備等に向けた課題を取り上げて、今後の鉄道整備の基本的方向に沿った基礎的な調査を実施する。	-	調査予定件数: ●件 調査そのものが目的であるため、アウトカムを定めて実施するという性質のものではない。
(18)	譲渡線建設費等利子補給 (昭和47年度)	288	328 (328)	202 (202)	202	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は旧日本鉄道建設公団が建設又は大改良を行い譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給することにより、都市鉄道の建設促進及び経営の健全化を図る。	-	利子の一部を補給するという事業であり、活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施する性質のものではない。 利子の一部を補給するという事業であり、成果指標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施する性質のものではない。
(19)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営交付金 (平成15年度(助成勘定)、平成18年度(海事勘定)) (関連: 24-④)	289	252 (252)	228 (228)	225	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	使途が人件費及び物件費であり、活動目標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施する性質のものではない。 使途が人件費及び物件費であり、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施する性質のものではない。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑤)

施策目標		5 快適な道路環境等を創造する					担当部局名		道路局 関係局:自動車局			作成責任者名		道路局環境政策課 (交通安全政策分析官 鹿野 正人) 自動車局環境政策課 (課長 板崎 龍介)			
施策目標の概要及び達成すべき目標		環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。					施策目標の評価結果		順調である		政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施 予定時期		平成26年7月
業績指標等		初期値		実績値					評価結果		目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値 設定年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
21	市街地等の幹線道路の無電柱化率	15.0%	平成23年度	13.2%	13.4%	14.0%	15.0%	15.3%	A-1	18.0%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、市街地等の幹線道路の無電柱化率については、平成28年度末までに18%にすることとされている。					
22	新車販売に占める次世代自動車の割合	10.5%	平成22年度	-	9.9%	10.5%	14.7%	集計中	A-1	15.0%	平成27年度	日本再生戦略においても、本指標による目標を位置付けているところであり、引き続き業績指標として選定するものである。					
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度 行政事業レビュー 事業番号		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)												
(1)	道路事業(直轄・無電柱化推進) (昭和61年度)	0030	29,436 (35,585)	39,464 (26,257)	26,703	地方公共団体、電線管理者等と連携し、地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト縮減を図りつつ、電線共同溝の整備等により無電柱化を実施。					21						
(2)	環境影響評価法改正に伴う道路事業における環境影響評価の検討業務 (平成23年度)	0031	17 (17)	18 (18)	-	環境影響評価法の改正後、1年以内に基本的事項を公表、1年半以内に主務省令を公表、2年以内に法律が施行されることとなる。このうち主務省令は基本的事項を踏まえて主務大臣が事業の種類ごとに定めることとなっており、道路事業についても定めなければならない。このため、本施策において、配慮書手続、方法書説明会、事後調査等の進め方の方針を検討し、主務省令に規定すべき内容をとりまとめるとともに、新たな環境評価手続を効率的かつ円滑に運用できるようにするため指針等に盛り込むべき。					-	使途が新たな環境評価手続の効率的かつ円滑な運用を図るためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない					
(3)	今後の沿道大気環境対策のための調査検討経費 (平成22年度)	0032	23 (23)	18 (18)	16	沿道大気環境は全国的に改善傾向にはあるが、未だ環境基準が非達成箇所が点在しており、その発生源や大気中での挙動特性についての科学的知見は十分に得られていないところであり、新たな対策の必要性検討や対策立案に向けては更なる状況把握調査が必要である。このため、沿道大気質の発生・挙動特性を把握し、道路施策としての新たな大気質濃度低減対策の必要性を検証した上で、必要に応じ道路空間において実施可能な、新たな低減対策の可能性を検証するものである。					-	使途が沿道環境(大気質)対策について検討するためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない					
(4)	沿道騒音の環境改善に関する対策検討業務 (平成23年度)	0033	20 (19)	19 (18)	-	自動車交通による騒音については、対策が着実に進められ年々改善傾向にあるものの、環境基準を超過している箇所があり、特定の地域における新たな沿道騒音改善の方策を早急に検討する必要がある。このため、本検討では、より効率的な騒音対策に資するために、沿道騒音および各種対策の実態を把握し、道路施策としての新たな沿道騒音対策の実施の可能性等について検討を行う。					-	使途が環境基準達成に向けた対策の立案を行うためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない					
(5)	無電柱化に係るコスト縮減方策検討経費 (平成22年度)	0034	134 (129)	45 (45)	-	無電柱化の整備状況やコスト縮減に係る課題等を踏まえつつ、新たな無電柱化手法や電線共同溝の技術基準の策定等によるコスト縮減の検討を行う。					21						
(6)	道路施設における再生可能エネルギー導入への転換及び活用に関する実証実験 (平成24年度)	0035	-	35 (35)	28	道路分野における防災機能強化の観点から、災害時における電力供給のバックアップシステムとして、防災拠点における再生可能エネルギーの活用方策の検討を行い、ケーススタディにより検証する。併せて、その他道路施設への活用可能性の検討を実施する。					-	使途が防災拠点における再生可能エネルギーの活用方策の検討、ケーススタディによる検証、道路施設への活用可能性の検討を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない					
(7)	環境対応車普及促進対策 (平成14年度)	0036	27,069 (25,253)	4,021	871	トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNGトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行うとともに、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」における措置として、環境性能に優れたディーゼルトラック・バスの導入についても補助する。また、観光地等における電気自動車を活用した意欲的な事業展開等を目指す運送事業者に対して補助するとともに、環境性能に					22						

(8)	次世代大型車開発・実用化促進事業 (平成17年度)	0037	249 (237)	249	249	実用性の向上(技術的改良等)及び基準整備に資するため、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等(電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、次世代バイオディーゼルエンジン及び高性能電動路線バス)を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施する。	22	
(9)	車両の環境対策 (平成17年度)	0038	125 (120)	143	183	自動車の排出ガス・騒音・燃費に関する環境対策に必要な技術の評価手法及び基準策定のための調査	-	- 平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成する。(平成32年度
(11)	超小型モビリティの導入促進 (平成24年度)	0040		381	201			
(12)	道路分野におけるヒートアイランド対策の検討調査業務	新25-06	- -	- -	18	都市域において、水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境を整備するため、ヒートアイランド現象の緩和等の環境を改善する機能等を有する緑とオープンスペースについて、道路等の事業間連携などにより水と緑のネットワークの形成を推進することが求められているが、一方では道路の植栽については、維持管理費削減に伴う強剪定等により、都市内の貴重な緑陰が失われている事例も存在している。そこで本事業では、緑陰を増やす植栽の整備手法の検討、植栽のコスト・維持管理の効率化に関する検討、路	-	道路分野におけるヒートアイランド対策の検討を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-④)

施策目標		24 航空交通ネットワークを強化する						担当部局名	航空局			作成責任者名	航空戦略課長 海谷 厚志				
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成26年7月		
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					24年度 評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度										
120	大都市圏拠点空港の空港容量の増加	85.7% (64万回)	平成23年度	67.3% (50.3万回)	70.0% (52.3万回)	81.7% (61万回)	85.7% (64万回)	91.0% (68万回)	A-2	100% (74.7万回)	平成28年度	羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加を目標とした。 【閣議決定】新成長戦略(平成22年6月18日)(3)アジア経済戦略 【閣議(社重)】社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第2章」及び「第3章」。 【その他】国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)3.「航空分野」に記載あり。					
121	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	94.1%	平成23年度	-	-	-	94.1%	94.1%	A-2	94.3%	平成28年度	・航空機騒音により屋外環境基準を満たせない空港周辺地域の住民の生活環境改善のため、住宅防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図る必要がある為。 ・目標値については、現状及び近年の推移を踏まえて設定。					
122	航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	57%	平成23年度	-	-	-	57%	59%	A-2	74%	平成28年度	地震時に救急・救命、緊急物資輸送を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。					
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要						関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)													
首都圏空港整備事業 (東京国際空港:昭和27年度) (成田国際空港:昭和45年度)		0259	16,105 (15,814)	16,401 (16,024)	44,624	国土交通省成長戦略に基づき、羽田空港の24時間国際拠点空港化等の推進、首都圏空港の容量拡大(羽田空港:44.7万回(うち国際線9万回)、成田空港:30万回)及びこれを背景に徹底したオーブンスカイを進める。これらにより首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、経済成長に特に資するものである。 <東京国際空港(羽田)> ・国際線地区の拡充、C滑走路延伸、エプロンの新設・改良、航空保安施設等の更新・改良、空港アクセス道路改良等の整備。 <成田国際空港> ・同時平行離着陸方式の効率的な運用に資する監視装置、LCC専用ターミナル(CIQ施設)等の整備。						120	国内・国際航空ネットワークの強化に必要な滑走路、誘導路、航空保安施設等の整備に要するコスト				
空港周辺環境対策事業 (1)住宅防音工事補助 (昭和48年度) (2)教育施設等防音工事補助 (昭和42年度) (3)移転補償等事業 (昭和42年度) (4)緩衝緑地帯等整備事業 (昭和48年度)		0350	4,820 (3,221)	3,837 (2,051)	4,578	航空機騒音については、環境基本法に基づく「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、住宅・学校等の防音工事、緩衝緑地帯の整備、移転補償等を推進し、航空機騒音による障害の防止又は軽減を図り、地域住民の生活環境の改善に努める。						121	住宅防音工事を推進することにより、環境基準の屋内達成率の向上を図る。 航空機騒音に係る環境基準を達成していない空港の対象家屋のうち住宅防音工事を施行した家屋数の割合。 成果目標:平成25年度 95.1%				
一般空港等整備事業(直轄) (昭和31年度)		262	26,809 (26,133)	24,224 (23,996)	30,696	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・航空機の就航率向上等、既存ストックを活用した質的向上のための整備を実施する。 ・安全・安心の確保のため、滑走路誤進入対策や空港施設の耐震化、津波対策を実施する。						122	空港施設の機能保持を行った箇所数 (空港整備事業による整備箇所数)				
一般空港等整備事業(補助) (昭和31年度)		263	5,629 (5,554)	3,663 (3,631)	1,127	国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した質的向上のための整備を実施する。 ・滑走路の移設・延長事業等を実施する。(運航制限の解消等、安全・安心の確保のための整備を実施する。)						-	空港施設の機能保持を行った箇所数 (空港整備事業による整備箇所数) 新石垣空港建設事業における進捗割合				
航空路整備事業(航空保安施設整備) (昭和27年度)		265				航空交通の安全確保を最優先としつつ、効率的な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。 ・航空保安施設の製造、設置等工事、工事実施に必要な設計・調査 ・縮退施設の撤去工事、工事実施に必要な設計・調査						-					

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-12)

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局			作成責任者名	河川計画課長 池内 幸司			
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成26年7月			
業績指標等	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
59	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(①河川堤防)	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約16%	A-2	約77%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要と判断された区間のうち対策を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
59	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(②水門・樋門等)	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約29%	A-2	約84%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に甚大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要と判断された箇所のうち対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
60	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約33%	A-2	約57%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
61	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約13%	A-2	約75%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波(いわゆるL1津波)に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
62	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①国管理区間)	約72%	平成23年度	-	-	-	約72%	約74%	A-2	約76%	平成28年度	【指標の定義】 背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
62	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(②県管理区間)	約57%	平成23年度	-	-	-	約57%	約58%	A-2	約59%	平成28年度	【指標の定義】 背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				

63	過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	約6.1万戸	平成23年度	-	-	-	約6.1万戸	約5.6万戸	A-2	約4.1万戸	平成28年度	<p>【指標の定義】 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数 【目標設定の考え方・根拠】 長期的には0戸を目指す。 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 なお、国管理分については、できるだけ早期に浸水のおそれのある家屋を解消する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に約9割の解消を目指して、事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
64	人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	約27万m ³	平成23年度	-	-	-	約27万m ³	約27万m ³	B-1	約50万m ³	平成28年度	<p>【指標の定義】 背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
65	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	49%	平成23年度	10%	20%	30%	49%	62%	A-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:洪水ハザードマップ作成対象数となる想定している市町村数(1,342市町村:平成23年度) 【目標設定の考え方・根拠】 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである 全国の大河川及び主要な中小河川(洪水予報河川、水位周知河川)の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで計画期間中(平成28年度末まで)に実施されるようになることを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
66	土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	約45%	平成23年度	-	-	-	約45%	約54%	B-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合=①/② ①:土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数 ②:土砂災害警戒区域が指定された市町村数(平成23年度末時点) 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
67	リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	約48%	平成23年度	約3%	約24%	約34%	約48%	約59%	A-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ(注)を整備した火山の割合(%) リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率=①/② ①:火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山 ②:火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山) (注)火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。 【目標設定の考え方・根拠】 今後5年間に対象全火山(29火山)については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
68	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(①重要交通網にかかる箇所)	46%	平成23年度	-	-	-	約46%	約47%	A-2	約51%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合(分子/分母) (分子)土砂災害のおそれのある①重要交通網にかかる箇所 のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある①重要交通網にかかる箇所 【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>

68	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(②主要な災害時要援護者関連施設)	29%	平成23年度	-	-	-	約29%	約31%	A-2	約39%	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所割合(分子)土砂災害のおそれのある②主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある②主要な災害時要援護者関連施設</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
69	土砂災害警戒区域指定数	約25万9千区域	平成23年度	約13万2千区域	約17万8千区域	約22万区域	約25万9千区域	約31万区域	A-2	約46万区域	平成28年度	<p>【指標の定義】 土砂災害警戒区域の指定数</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
70	大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	0%	N-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ(注1)において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム(注2)により監視できる面積の割合(以下、監視カバー率という)。 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/② ① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲(監視カバー範囲)の面積 ② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積 (注1)・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ (注2)・・・山地地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにする必要があるので、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
71	リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合)	71%	平成23年度	-	-	-	71%	91%	A-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 国土交通省とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合(%) 国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村の割合(%)=①/②×100 ①国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村数 ②全国の市町村数(政令指定都市は除く)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生の恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対応に資することを目的とする。 なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。 全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止、を回り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数	1ブロック(10%)	平成23年度	-	-	-	1ブロック(10%)	4ブロック(40%)	A-2	10ブロック(100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数 ①:全ブロックで実施</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があるため、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>
72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の②参加都道府県	5団体(11%)	平成23年度	-	-	-	5団体(11%)	22団体(47%)	A-2	47団体(100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数 ②:全都道府県と共同実施</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があるため、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>

72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の③ 政令指定都市数	2団体 (10%)	平成23年度	-	-	-	2団体 (10%)	9団体 (45%)	A-2	20団体 (100%)	平成28年度	<p>【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数 ③：全政令指定都市と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>		
73	主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	約3%	平成23年度	-	-	-	約3%	約30%	A-2	100%	平成28年度	<p>【指標の定義】 ・堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合(%) 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率=①/② ①：長寿命化計画を策定済み施設数 ②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設(約3,500施設) 【目標設定の考え方・根拠】 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期的展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。 主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)</p>		
74	大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	0台	平成22年度	-	-	0台	0台	0台	N-2	20台	平成27年度	<p>【指標の定義】 大規模災害発生時に迅速に調達ができ、超遠隔地からの操作が可能な無人化施工機械(ただし、共通化されたインターフェースを装備したものに限る)の台数 【目標設定の考え方・根拠】 迅速な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。 無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様(インターフェース)の標準化を図る。 以上から、業績指標(アウトプット)を接続仕様(インターフェース)が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。 なお、目標値は、災害は日本全国どこでも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」(各地方整備局等管内で2台程度)を平成27年度までに確保することを目標とした。</p>		
			補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
達成手段 (開始年度)		25年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)										
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度(補助))(関連25-⑧)		55	289,224 (287,955)	278,547 (277,005)	281,475 -	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のパランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生時の危険性の高い箇所を安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)					62、63	- -		
(2) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15年度(補助))		118	176,434 (172,168)	151,232 (140,280)	138,272 -	ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムの容量の再編や排砂バイパスの設置等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率7/10等、補助:国費率1/2等)					62、63	- -		
(3) 河川・ダムの維持管理事業 (明治35年度(河川維持修繕事業)、明治31年度(堰堤維持事業))		119	154,987 (154,000)	144,794 (143,523)	150,328 -	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムにおける放流設備等の操作や点検、補修、堤体や貯水池の保全のための巡視、点検、補修、放流通報設備の点検、補修等を実施。					73	- -		

(4) 砂防事業 (明治31年度)	120	86,877 (86,576)	77,887 (77,635)	81,298 -	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、下流河川の河床上昇や火山泥流等により引き起こされる土砂流出、土石流等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。(国と都道府県との負担割合は、直轄事業は国2/3・都道府県1/3、補助事業は国1/2・都道府県1/2で実施している。)	68	- -
(5) 砂防管理事業 (平成20年度)	121	374 (374)	605 (605)	550 -	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。	-	事業実施箇所 適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数
(6) 地すべり対策事業 (昭和27年度)	122	8,495 (8,489)	6,362 (6,332)	6,979 -	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。一方で、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。(国と都道府県との負担割合は、直轄事業は国2/3・都道府県1/3、補助事業は国1/2・都道府県1/2で実施している。)	68	- -
(7) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	123	828 (811)	275 (275)	16 -	急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。(国と都道府県との負担割合は、国1/2・都道府県1/2で実施している。)また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。	68	- -
(8) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(関連25-⑬)	124	12,091 (10,575)	84,642 (79,253)	31,135 -	被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。	59, 60, 61	- -
(9) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:25-⑧、⑪)	56	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248 -	○地方公共団体が実施する下記事業に対する補助金。※()は補助率 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整地の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。	63	- -
(10) 水害等統計作成経費 (昭和36年度)	125	14 (11)	14 (12)	14 -	①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産や公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業者数等並びに公共土木施設被害額、公益事業等被害額)を網羅的に調査するため、最も的確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。	-	水害統計書を発刊するとともに、インターネット(政府統計の総合窓口)を通じて、広く国民に当該調査結果を公表している。 -
(11) 洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	126	20 (20)	20 (20)	20 -	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。	-	全国505施設の洪水予報施設の運営 -

(12) 河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	127	42 (41)	42 (35)	42 -	国土交通省水管理・国土保全局所管の水位、流量、雨量等の観測所や観測機器について、定期的な点検を行い稼働状況を確認するとともに、消耗品の交換等を行うものである。 また、観測データの精度向上を図るために整理・照査を行い、資料を作成するものである。	-	雨量観測所381箇所及び水位・流量観測所452箇所の計833箇所について点検等を実施 -
(13) 河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	128	9 (9)	9 (8)	9 -	国土交通省水管理・国土保全局所管の水位、流量、雨量等の観測所や観測機器について、異常が認められた観測機器の修繕等を行うとともに、災害発生により被災した観測所や観測機器の復旧を行うものである。	-	雨量観測所6箇所及び水位・流量観測所8箇所について移設・改築、改造を実施 -
(14) 洪水予報施設経費 (昭和25年度)	129	105 (101)	100 (100)	100 -	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うため、老朽化した雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	-	全国505の洪水予報施設の更新 -
(15) 大規模災害に迅速に対応可能な無人化施工技術の推進 (平成24年度)	117	0 (0)	12 (12)	0 -	災害時に、遠隔操作式建設機械を迅速に災害現場に集めて稼働させるためには無線通信の混信を防ぐ調整が必要であったが、国が保有する無線通信や映像伝送等のシステムに、国や民間保有の遠隔操作式建設機械が即時接続できるように接続仕様(インタフェース)の標準化を行い、民保有の機械も無人化施工システムに有効活用することで、効率的な復旧活動を実現するものである。	74	接続仕様(インタフェース)の標準化(案)の作成:100%(平成24年度) 接続仕様(インタフェース)の標準化(案)の周知:(-)

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-②)

施策目標		25 都市再生・地域再生を推進する						担当部局名	都市局			作成責任者名	都市政策課長 東 深			
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。						施策目標の評価結果	努力が必要である	政策体系上の位置付け	7 都市再生・地域再生の推進		政策評価実施予定時期	平成26年7月		
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
123	全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%	A-2	82%	毎年度	地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持。平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。				
124	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha	平成23年度	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	B-2	14,700ha	平成28年度	我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに目標値を算出。				
125	文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における酷使阿会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件 ②115施設 ③217人	①平成21年度 ②平成23年度 ③平成22年度	①80件 ②113施設 ③212人	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①46件 ②115施設 ③221人	①集計中 ②118施設 ③集計中	B-2	①80件 ②140施設 ③240人	①平成27年度 ②平成28年度 ③平成27年度	①筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市(サイエンス型国際コンベンション都市)を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開始阿されるものであるため、過去の開催実績を勘案し、つくば地区内の国際会議開催数年間80件を目標値として設定。 ②関西文化学術研究都市は、文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、対象とする立地施設は、研究施設など文化学術研究の工場に資するものとし、H19～H23の年平均施設立地数が5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目標値として設定。 ③本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%づつ増加するものとした推計値(227人)を上回る240人を目標値として設定。				
126	半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	-	-	-	-	0.94	1.02	集計中	A-2	全国の増加率 1.00以上	毎年度	人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活性化させることで地域の自立的発展を目指すため、地域間交流の活性化(交流人口の拡大)の程度を示す指標として観光入込客数を選定。観光入込客数の伸びを少なくとも全国水準以上にすることを目標。				
127	共助等による除雪体制が整備された市町村の割合	59%	平成19年度	62%	65%	67%	68%	68%	B-3-②	100%	平成24年度	除雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村(全201市町村)の約90%となる180市町村で共助等による除雪体制を整備することを目標とする。				
128	特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	3件	平成23年度	-	-	-	3件	7件	A-2	11件	平成28年度	平成23年4月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成24年1月には、特定都市再生緊急整備地域として全国11箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びインフラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要であるため、平成28年度までに現在指定されている11箇所の特定都市再生緊急整備地域の全てで整備計画が策定されることを目標として設定する				
129	民間都市開発の誘発係数(民都機構が関わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの)	11.6倍	平成23年度	6.1倍	6.8倍	22.8倍	11.6倍	3.8倍	B-2	12.0倍	平成24年度～平成28年度の平均	財)民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)が関わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。分母を民都機構が関わった案件の民都機構支援額とし、分子を当該案件の総事業費とする。初期値は11.6倍(平成23年度)であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。				
130	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45%(4.5万台)	平成20年度	45%(4.5万台)	39%(3.9万台)	47%(4.7万台)	45%(4.5万台)	集計中	B-2	100%(10万台)	平成25年度	・平成18年度より駐車場法の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するよう目標を設定。 ・平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率5.1%に平成38年度に到達するまで整備されることを目標とし、当面の目標として平成25年度までに約10万台の目標値を設定。※駐車場整備比率…整備済み駐車場台数/乗用車の保有台数				
131	都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9%	平成20年度	36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	A-2	41.0%	平成25年度	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積及び同一施行地区内において4階建て以上の施設建築物と3階建て以下の施設建築物とが混在して建築される場合の3階建て以下の施設建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。				

132	中心市街地人口比率の増加率	前年度比 0.16%減	平成21年度	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	集計中	B-1	前年度比 1.0%増	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様で良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービスのバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム（成果）であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。市全域の人口に対する中心市街地の人口比率の減少が食い止められるということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測る指標であると考えられる。 ・目標値については、街なか居住推進施策等に取り組みことを前提として、5年後の目標値として増加率1.0%増を設定。
133	物流拠点の整備地区数	79% (63地区)	平成23年度	60% (48地区)	66% (53地区)	73% (58地区)	79% (63地区)	83% (66地区)	A-2	100% (80地区)	平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数。 ・総合物流施策大綱（2009-2013）において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。
134	主要な拠点地域への都市機能集積率の増減率	-	平成19年度	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	集計中	A-2	前年度比 +0%以上	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> ・分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域※1の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。 ・※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ（500mメッシュ）単位でヒアリングしたものの人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。
135	在宅型テレワーカー（ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人）人口	46% (約320万人)	平成22年度	47% (約330万人)	49% (約340万人)	46% (約320万人)	70% (約490万人)	133% (約930万人)	A-2	100% (約700万人)	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市圏の通勤混雑や一極集中などの課題について国土交通省として広域的な視点から取り組むとともに、政府が推進するワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画等を着実に進めることを目的としてテレワークを推進していることから、政府目標である「新たな情報通信技術戦略 工程表」（H22.6、IT戦略本部）における「2015年までに在宅型テレワーカーの人口を700万人とする。」を目標として設定。

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) きめ細やかな豪雪地帯対策の推進に要する経費(平成25年度)		-	-	34	豪雪地帯対策を総合的・計画的に推進し、地域の発展と住民の生活向上を図るため、豪雪地帯の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な克雪体制の実現方策を確立するための調査を行う。	127	-
(2) 半島地域振興等に必要経費(平成19年度)	269	50 (50)	47 (46)	40	半島地域の自立的発展を目指し、地域資源を活用した産業の創出につながる自主的・継続的な活動を推進するとともに、半島間の連携を促進する。また、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない半島地域固有の課題についてデータ分析等を行う。	126	-
(3) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度(所得税・法人税)(昭和61年度)		-	-	-	半島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備等に係る特別償却制度	126	-
(4) 集落活性化推進経費(集落活性化推進事業補助金)(平成20年度)	270	328 (321)	347 (275)	315	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を図り、地域の活性化を図るため、廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した公益サービスの維持確保、産業の活性化又は地域間交流の促進に資する施設への改修整備を支援する事業を行う。 【補助率等】過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域市町村等が廃校舎等の既存公共施設を公益サービス施設、地域産業施設又は地域間交流施設へ改修整備(当該施設整備と一体的な調査等も含む)。1/2以内	123	-
(5) まちづくり関連事業(昭和48年度)(関連:25-㉔)	271	12,023 (11,927)	25,115	17,058	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、公共交通の利用促進や人と環境に優しい交通の実現、大都市の国際競争力強化を図るため、地方公共団体等によるまちづくり関連事業を支援。市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。平成22年度より、従来の地方公共団体向け補助等は社会資本整備総合交付金に移行。	124,129 131,144	-
(6) 都市開発資金貸付事業(昭和41年度)	272	10,654 (5,442)	16,315	12,689	・用地先行取得資金の有利子貸付 ・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付 ・都市環境維持・改善事業(エリアマネジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付	124,131	-
(7) 地域活性化推進経費(平成16年度)	273	19 (18)	57 (56)	26	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、持続可能な都市づくりの実現に向けた評価手法や多様な働き方の実現等に資する都市整備のあり方、官民連携等について、ヒアリング、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策等を検討する。	124,135	-

(8)	国際機関等拠出金 (平成9年度)	274	37 (37)	34 (34)	33 —	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、世界的な経済危機下での社会全体としての成長への挑戦を戦略的方向とし、地域に根差した政策の構築として、グリーン成長に貢献する競争的で持続可能な都市や、人口動態に対し持続可能な都市形態であるコンパクトシティ政策の構築などに取り組んでおり、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るため、同委員会が実施する「都市：競争的で社会にあまねく広がる持続可能な成長プロジェクト」にかかる費用の一部を拠出する。	—	OECD地域開発政策委員会が実施するプロジェクトにかかる費用の一部を拠出するものであり、活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。
(9)	防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	275	44 (0)	44 (0)	44 —	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	—	当事業は、災害が発生した際などに充てる補助金であり、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。
(10)	都市再生推進経費 (平成19年度)	277	171 (154)	245 (230)	198 —	環境共生型都市開発の海外展開に向け、国内外の国際展開事例の事例収集、現状把握を行い、国際展開方策のあり方について検討するとともに、その実現方策の検討を行う。 また、都市施策の適切な推進のため、都市交通や都市開発といった個々の施策において、海外における我が国が有する技術のニーズ等の調査、分析を行い、安全・安心の確保及び環境の保全に関する技術的基準等の策定等について検討する。	124	—
(11)	長期優良住宅等推進環境整備事業 (平成20年度)	282	200 (182)	—	—	長期優良住宅等を推進する環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、以下の事業に取り組む住民組織・NPO等への助成を行う。 ①長期にわたり良好な住居環境を形成するための地域住民等によるまちの維持管理方策等の検討を行う事業 ②住替え・地域居住を推進するための住宅の再生、流通の促進等を行う事業	132	—
(12)	東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連:25-①、②)	167	147,547 (7,320)	—	—	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・都市再生機構の専門職員を派遣し、当該地方公共団体の人材不足等を補う等、災害復旧・復興関連事業に係る技術支援に対する補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助	—	都市再生機構の専門職員を派遣して行う技術支援については、地方公共団体からの要請に基づく派遣であるため目標を設定して実施するという性質のものではない。
(11)	民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	279	—	182 (175)	160 —	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成や都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備を含む実証事業等に対して助成し、もって、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの縮減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的とする。 国として特に推進すべき施策を行っている地区において、まちづくりへの民間主体の参画を促し、都市の魅力の向上等を推進するため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成、コーディネート及び社会実験・実証事業等に対する支援を行う。	124	支援地区数 官民連携により作成されたまちづくり関連協定等の数
(12)	集約型都市構造化推進調査経費 (平成25年度)	新25-35	0 (0)	0 (0)	188 —	集約型都市構造の形成を促進するためには、①集約型都市構造の実現による効果を客観的かつ定量的に評価し、市民の合意形成を促進すること、②良好な都市環境を形成するとともに、郊外における建築的土地利用を抑制する空間となる、緑地、農地等の非建築的土地利用の土地を適切に活用すること、③都市政策上の見地から公的不動産の活用方策を検討し、その利活用を図ることが、必要であるため平成25年度においては、当該3事項について、評価ツール、ガイドラインの整備や手法の充実等に向けた調査を行う。	—	①調査実施件数 ②集約型都市構造化推進調査の実施団体数 —
(13)	集約都市形成支援事業 (平成25年度)	新25-36	—	—	500 —			

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-④)

施策目標		41 技術研究開発を推進する				担当部局名	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課			作成責任者名	課長 越智 繁雄 課長 吉田 正彦		
施策目標の概要及び達成すべき目標		技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。				施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度						
177	目標を達成した技術研究開発課題の割合	-	-	-	-	-	95.7%	87.2%	A-2	80%	毎年度	技術研究開発課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成23年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」とする。	
達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1)	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発 (平成22年度)	0416	90 (89)	97 (95)	30	近年の地震工学の進展により、地盤特性ごとに高い精度で地震動が把握・予測されるようになったが、それらの測定値のなかには現行の設計基準を上回るものもあることから、今後30年以内にほぼ確実に起こるとされる海溝型巨大地震(宮城県沖、南関東、東海、東南海、南海地震)に効率的に対応するため、最新の地震学的知見に基づき、地盤特性に応じた建築物の耐震性能評価技術を開発する。				177	- -		
(2)	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発	0417	100 (95)	100 (95)	120	従来のGPSでは困難であったビル街等をでの高精度な測量等を常時実現するなど、複数の衛星測位システム(マルチGNSS)を統合的に利用して測量等を行う技術の開発及び標準化を行い、短時間で高精度の位置情報の取得を可能にする。				177	- -		
(3)	中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発 (平成23年度)	0418	68 (63)	72 (72)	121	性能が明らかでない既存住宅等について、図面等が無い場合においても構造・材料等を容易に把握し、その性能を効率的に評価する技術を開発する。研究成果を現況検査基準等の見直しに反映することにより、設計図面等の住宅情報が整備され、性能が明かな既存住宅等のストック拡大を促し、適切な情報を備えた中古住宅として流通する市場環境を整備し、「2020年までに、中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させる」政策目標に資する。				177	- -		
(4)	災害拠点建築物の機能継続技術の開発 (平成25年度)	新25-56	-	-	90	東日本大震災や本年発生した竜巻による被害を踏まえ、今後発生することが想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の災害に対して建築物が防災拠点としての機能を維持するために配慮すべき設計技術水準を提案し、地方公共団体等の公的施設および民間拠点ビルに対して震災後の継続使用性能を評価する防災拠点設計ガイドラインを策定する。さらに、津波外力に対する高度な設計技術については特別な調査研究に基づく方法として従来の設計基準類に反映させる。				177	- -		
(5)	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発 (平成25年度)	新25-57	-	-	60	本研究では、住宅を含む建築物の設備システム、躯体構造の工夫、特殊建材の導入など各種要素技術を総合して建築物の電力消費のピーク対策への効果を検証することにより、ピーク対策のための電力依存度の評価技術及びそれを最適化するための革新的な設計システムの開発を行う。				177	- -		
(6)	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発 (平成25年度)	新25-58	-	-	80	住宅・社会資本の効率のかつ高度な維持管理の実現に向けて、必要な施設情報の収集・蓄積及び利活用に関わる技術・方策を検討し、マニュアル及びプロトタイプシステム等としてその成果を取りまとめ普及を図ることにより、施設修繕工事等の調達の不調・不滞を回避するとともに、施設情報の欠如に起因する非効率な施設維持管理の現状を打破し、安全面や環境面でも優れた戦略的な施設の維持管理を実現させる。				177	- -		
(7)	建設技術の研究開発等共通経費 (平成18年度)	0419	85 (80)	35 (31)	35	「総合技術開発プロジェクト」等の研究開発を効率的・効果的に実施するため、共通的な予算として計上し機動的に執行することにより、迅速かつ円滑な技術研究開発の推進を図る。				-	- -		
(8)	研究開発の評価等経費 (平成10年度)	0420	8 (5)	9 (5)	8	技術研究開発の課題の適切な設定、研究計画の見直し、研究開発終了後の成果の社会への波及効果等の評価のため、「建設技術研究開発助成制度」及び「総合技術開発プロジェクト」の研究課題について、外部の学識者から構成される評価委員会により評価する。もって、技術研究開発課題の効率的、効果的な実施を図る。				-	各年度の評価課題数:- -		
(9)	建設技術の研究開発助成経費 (平成13年度)	0421	250 (247)	270 (273)	283	建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を大学、民間企業等の研究者から広く公募し、優秀な提案に対し助成する「競争的資金制度」により、広範な領域における建設分野の技術革新を可能とする環境を整備する。もって研究開発の成果による効率的・効果的な住宅・社会資本整備が推進されることを目的とする。				177	- -		
(10)	鉄道技術開発 (昭和62年度)	0430	927 (916)	646 (591)	594	鉄道技術の開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的とし、超電導リニアをはじめとした先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する基礎的な技術開発に補助を行う。				177	- -		

(11)	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発 (平成23年度)	新25-60	134 (6)	47 (172)	33	本施策では、台風、地震等我が固有の状況を踏まえて、浮体式洋上風力発電施設特有の技術的課題について検討を行い、関係省庁等と連携して安全ガイドラインにまとめ、我が国における浮体式洋上風力発電施設の普及に向けた安全面の環境整備を行う。 また、浮体式洋上風力発電施設に係る国際標準化作業がIEC(国際電気標準会議)において進められているところ、技術的検討	177	- -
(12)	独立行政法人土木研究所(運営費交付金) (平成13年度)	0423	8,540 (8,540)	8,151 (8,151)	8,101	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する。	-	実施研究課題数:264課題 現場に適用された土木研究所研究開発技術数:-
(13)	独立行政法人土木研究所(施設整備) (平成13年度)	0424	482 (455)	458 (385)	458	「土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。」という目的を達成するため、土木研究所の研究施設及び老朽化した施設の整備を図る。	-	土木研究所が整備した施設数:9件 -
(14)	独立行政法人建築研究所(運営費交付金) (平成13年度)	0425	1,745 (1,745)	1,664 (1,664)	1,692	住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献する。	-	実施研究課題数:40課題程度 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:-
(15)	独立行政法人建築研究所(施設整備) (平成13年度)	0426	96 (43)	91 (142)	86	『住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献することを目的としている。』という目的を達成するため、業務を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設・設備の整備及び更新を行う。	-	建築研究所が整備した施設数:1棟 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:-
(16)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度)	0427	252 (252)	228 (228)	225	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	- -
(17)	(独)交通安全環境研究所運営費交付金(一般勘定) (平成13年度)	0431	854 (854)	753 (753)	706	運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	基準の策定等に資する検討課題等の提案件数:20件 基準の策定等に資する検討会への参画、調査、研究等を実施する基準化予定項目の件数:8件
(18)	(独)交通安全環境研究所施設整備費(一般勘定) (平成13年度)	0432	46 (115)	231 (44)	45	運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	整備実施件数:1件 -
(19)	(独)海上技術安全研究所運営費交付金 (平成13年度)	0434	2,795 (2,795)	2,544 (2,544)	2,570	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発等を行う。具体的には、①総合的・合理的な安全規制構築のための研究等、海上輸送の安全の確保に係る研究開発、②環境対策の強化・高度化のための研究等、海洋環境の保全に係る研究開発、③海洋資源・空間の利活用の推進のための研究等、海洋の開発に関する研究開発、④少子高齢化の進展などの社会環境・構造の変化に対応した新たな海上交通輸送システムの構築のための研究等、海上輸送の高度化に関する研究開発等を実施。	-	事業規模(収入支出決算報告書の収入額) 国際海事機関への提案文書数:20件 所外発表の実施:312件 特許・プログラム等の知的財産所有権の出願:49件
(20)	(独)海上技術安全研究所施設整備補助金 (平成24年度)	0435	- -	95 (3)	108	海上輸送の安全確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資するために、独立行政法人海上技術安全研究所における船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うための施設の整備に必要な経費を補助する。	-	- -
(21)	(独)港湾空港技術研究所運営費交付金(平成13年度)	0437	1,248 (1,248)	1,276 (1,276)	1,174	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成18年4月1日から平成23年3月31日までの第2期中期目標および平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って運営を行うために必要な経費に充当するものである。	-	港湾空港技術研究所が作成に参画した国等の技術基準数:-
(22)	(独)港湾空港技術研究所施設整備補助金(平成13年度)	0438	968 (149)	149 (918)	155	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成18年4月1日から平成23年3月31日までの第2期中期目標および平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って研究等を行うために必要な施設整備を行うものである。	-	- -
(23)	(独)電子航法研究所(運営費交付金) (平成13年度)	0439	1,499 (1,499)	1,397 (1,397)	1,395	航空交通の安全の確保とその円滑を図るため、航空交通管理手法の開発や、航空機の通信・航法・監視を行う航空保安システムに係る研究開発等を行うことにより、国(航空局)が実施する航空管制業務等の航空保安業務について技術的側面から支援する。	-	重点研究数:10件 -
(24)	(独)電子航法研究所(施設整備費) (平成13年度)	0440	99 (92)	39 (18)	50	研究開発業務の確実な遂行のため、研究所の施設・設備に関して性能維持・向上等適切な整備を実施する。	-	構内道路舗装改修工事:1件 -
(25)	国土技術政策総合研究所 土木関連施設整備費、建築関連施設整備費 (平成13年度)	0441	1,018 (776)	54 (166)	51	国土交通省が所管する国土技術政策の企画立案と密接に関係のある総合的な調査、研究開発に必用となる研究施設の適正な維持管理(執務環境を含む)のための改修を図る。	-	- -
(26)	国土技術政策総合研究所 一般研究経費 (平成13年度)	0442	191 (188)	177 (177)	171	国土交通本省が展開する政策や、技術基準の策定・改訂等に対し将来的に十分な技術支援・提言を行っていき、中長期的に対応が必要となることが予想される課題を解決するための研究ポテンシャルの高揚・維持を図ることを目的とする。	-	- -
(27)	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発 (平成22年度)	0443	13 (12)	12 (11)	12	気候変動下での水害に対する適応策として、水災害リスクの低減に主眼を置き、従来の河川整備にとらわれず流域に踏み出す新たな施策も視野に入れるとともに、流域ごとの実態や過去の施策の積み重ねを踏まえて、かつ所定の期間内に実践できる実現性の高い施策オプションを選定・選択するための基盤技術を開発し、気候変動への適応策の実現を強く推進することを目的とする。	177	- -

(28)	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究 (平成22年度)	0444	14 (14)	13 (13)	12	2007年の建築基準法改正により、構造計算書の偽装防止の徹底とともにプログラムによる構造計算の信頼性の確保が図られることとなった。しかしながら、プログラムによりモデル化の詳細が異なること等によりプログラム間で結果にばらつきが生じ、時として有意な差として現れることから、プログラムによる構造計算については、依然、建築確認の場において慎重な取り扱いが必要になっている場合が多い。そのため、標準的なモデル化方法を定めたプログラムに適した建築構造計算基準を整備することにより、プログラムによる構造計算の安定化と、建築確認等の建築実務の円滑化を図ることを目的とする。	177	- -
(29)	密集市街地における協動的建て替えルールの策定支援技術の開発 (平成22年度)	0445	19 (19)	19 (19)	17	密集市街地における整備・改善の加速化を目的とした協動的建て替え特例手法の活用を普及を図るため、住民合意に基づく街区特性に応じた協動的建て替えルールの策定を支援する街区性能(火災安全性能や、日照・採光、換気・通風等の住環境性能)の簡易予測・評価ツールを開発するとともに、全国の類型密集市街地における街区性能の実態を定量的に把握し、確保すべき街区性能の水準の明確化と協動的建て替えルールの策定ガイドラインの検討を行うことを目的とする。	177	- -
(30)	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究	0448	6 (6)	15 (15)	12	地域における資源・エネルギー循環拠点として大きなポテンシャルを有する下水処理場の循環利用技術について、地域特性や技術種類別のケーススタディを通じた評価を行うとともに、温室効果ガス排出量の削減に効果的な技術の普及を図るため、適切な技術を組み合わせ、下水処理場をエネルギー拠点として最大限活用するためのガイドラインを策定しようとするものである。	177	- -
(31)	災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究 (平成23年度)	0449	7 (6)	16 (16)	16	地震直後から津波の危険性がなくなるまでの間、適切なタイミングで浸水の範囲・深さを想定することで、河川、道路等の施設管理者による災害対応を支援する。	177	- -
(32)	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究 (平成23年度)	0450	7 (7)	13 (12)	12	国土交通省は大規模地震の発生直後から所管施設の点検を実施しているが、被害状況の把握に数時間以上要することも多い。その間、災害対策本部等では震度分布の情報しかなく、所管施設の被災状況が把握できないため、初動対応に遅れが生じるおそれがある。本研究では、地震発生直後の情報の少ない段階において、施設管理者の意思決定をサポートすることを目的として、強震記録から所管施設の被災状況を推測する手法を開発する。	177	- -
(33)	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究 (平成23年度)	0451	8 (7)	16 (12)	16	政府は温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標として、2020年までにCO2を1990年度比25%削減、一次エネルギー供給量に占める太陽光発電などの再生可能エネルギー供給量の割合10%達成を目指している。そこで、本研究では、省エネ法に基づく住宅、ビル等の技術基準や助成制度に太陽光や地中熱等の再生可能エネルギーを位置づけ、また、官公庁施設などに導入して社会への普及を図ることを目的とする。	177	- -
(34)	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究 (平成23年度)	0452	10 (10)	15 (15)	15	高齢者が安心して住み続けられる住まいの整備・普及に向けて、①サービス付き高齢者向け住宅の計画手法・評価手法に関する研究、及び②高齢者の多様な心身特性等に応じた住宅のバリアフリー化等の改修手法に関する研究を実施し、技術指針等の成果の普及を通じて高齢者の安心居住の実現を図る。	177	- -
(35)	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究 (平成23年度)	0453	8 (8)	10 (10)	10	都市のコンパクト化を確実に進め、非効率な公共コストを避け、さらに成長戦略に沿ったメリハリの効いた土地利用と低炭素な都市構造の確立に資するため、開発と保全、さらには市街地縮退にかかる行政判断に明確な説明力を付与できる汎用的手法を開発する。	177	- -
(36)	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化案に関する研究 (平成22年度)	0455	6 (6)	6 (6)	6	アジア地域と日本の各地域を結ぶ国際フェリー輸送について、港湾施設の基準策定に関わる技術資料とりまとめ、国際フェリー航路網の予測や地域へのインパクト評価ツールの開発、それらを用いた国際フェリーのゲートウェイ港湾の比較検討・関連する施策評価を行う。	177	- -
(37)	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発 (平成23年度)	0457	6 (6)	6 (6)	7	超大型バルクキャリア対応の港湾整備に対し、安全性を担保しつつ施設規模を縮小するための新たな港湾計画手法を開発し、コストの大幅な合理化を図ることを目的とする。	177	- -
(38)	地理地殻活動の研究に必要な経費 (平成10年度)	0463	118 (95)	116 (104)	105	地震や火山活動による被害の軽減に向け、プレート境界面の固着域の推定の高度化に関する研究などの推進により、国民の安全・安心の確保を図るとともに、国土地理院が行なう測量・地図作成の効率化や成果の高精度化、迅速な提供などに資する研究開発を実施し、地理空間情報の活用を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。	一部177に 関連	- -
(39)	気象研究所 (昭和31年度)	0464	832 (831)	784 (782)	784	気象業務に関する実用的技術の研究・開発を行い、気象庁が国民に提供する各種情報の精度向上や迅速化を図ることにより、災害の防止・軽減及び安全・安心な社会の実現をめざす。	177	- -
(40)	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進 (平成24年度)	0428	- -	34 (33)	33	鉄道・自動車等の各輸送モードにおける制御・管理システムの技術的要件を整理・検討し、これまで開発されている技術の成果・課題を把握し、他の輸送モードへの応用の可能性を有するものを見出し、これらの輸送モード間で応用・共通化を図るための技術的検討を行う。	177	- -
(41)	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究 (平成24年度)	0458	- -	26 (25)	25	地震、豪雨、火山による自然災害を対象に、従来十分に考慮されてこなかった想定を超える超過外力と地震と洪水などの複合的な自然災害の発生とその影響を明らかにし、人命の保護を最優先としつつ、最低限必要な社会経済機能を維持できる先進国家に相応の高い災害靱性を有する国家基盤の構築を目指す。	177	- -
(42)	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究 (平成24年度)	0459	- -	15 (15)	15	耐震安全性に関して法令や技術指針類では整備が不十分な外装材を対象に、①外装材の耐震安全性を考慮した剥落防止のための技術基準類の確立、及び②地震後の外装材の健全性を評価する方法の確立、を目指す。	177	- -
(43)	建物火災時における避難安全性の算定法と目標水準に関する研究 (平成24年度)	0460	- -	15 (10)	15	複雑化・詳細化した建築基準法の階層化した性能基準への移行に向けて、建築物が有する避難安全性の算定法を確立し、避難安全性の目標水準を提示すること目的とする。	177	- -
(44)	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究 (平成24年度)	0461	- -	15 (15)	15	沿岸都市の様々なレベルの地震被害の想定に対して、市民の生命・財産を最大限保障し、被災直後の円滑な救援活動及びその後の生活・経済・行政の円滑な復興を図る。	177	- -

(45)	ICTを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究 (平成24年度)	0462	- -	11 (11)	11	ICT(情報通信技術)により取得できる複数の人の移動情報を収集・共通化・分析できる基盤(プラットフォーム)の整備を進め、効率よく安価に時宜に合った調査を可能とすることにより、既存の統計資料を補完した行政サービスの支援に加え、民間サービスの効率化・高度化にも寄与することを目指す。	177	- -
(46)	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度 (平成25年度)	新25-59	- -	- -	179	国土交通省の政策課題の解決に資する研究開発テーマを毎年度設定した上で、当該テーマごとに研究実施主体から研究課題の公募を行い、提案された課題の中から有望性の高いものを採択した上で、研究開発業務として委託する。	177	- -
(47)	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究 (平成25年度)	新25-61	- -	- -	3	アジア諸国を含め、海外において日本企業がビジネス展開を有利に進められるよう、投資対象国におけるスタンダード獲得のための方策の確立を目的として、投資対象国の港湾関連技術基準類(調査、設計、施工、維持管理)に関する調査分析、欧米の主要な港湾関連技術基準類との比較分析を通じ、日本の港湾関連技術・基準類の国際展開の実現を図る。	177	- -
(48)	津波災害時における港湾活動の安定的な維持方策に関する研究 (平成25年度)	新25-62	- -	- -	6	港湾地域における効果的で効率的な津波避難計画を策定するための手法を開発する。また、被災した港湾施設を復旧するにあたり、効果的な環境改善技術を開発する。さらに、浚渫等の港湾工事を行う際に必要となる放射性物質の取り扱い方法をとりまとめる。	177	- -
(49)	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査 (平成25年度)	新25-63	- -	- -	10	旧基準(H9以前)で建設された「重要な幹線」の耐震率は、管きょ14%、処理場10%と非常に低く、東日本大震災では未耐震箇所を中心として下水道施設に甚大な被害が生じ日常生活に大きな影響を与えた。そのため限られた予算制約条件で、必要不可欠な耐震対策を施し、被災しても最低限の機能維持(水洗トイレの利用、溢水防止)と早期に機能回復を実現させる耐震対策優先度評価手法を確立することを目的とする。	177	- -
(50)	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究 (平成25年度)	新25-64	- -	- -	16	住宅建設の大部分を占める中小の大工・工務店の多くが注文生産を行い、通風の利用や日射熱利用、地域産材利用など地域の気候風土に適した多様な省エネルギー技術を有するが、現行の住宅の省エネルギー基準ではこれらの技術が十分に評価されているとは言えない。今後、省エネルギー基準の適合義務化に向けて、これらの省エネルギー技術の適切な評価が必須であるといえ、そのための評価方法を開発・整備する。	177	- -

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する							担当部局名		住宅局			作成責任者名	住宅政策課長 福島 直樹		
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。							施策目標の評価結果		おおむね順調である	政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	政策評価実施予定時期	平成26年7月		
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値					目標値 目標年度		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 評価結果									
5-①	住宅の利活用期間 (①減失住宅の平均築後年数)	約27年	平成20年	約27年	-	-	-	-	B-1	約35年	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(①約40年(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したものの。					
5-②	(②住宅の減失率)	約7%	平成15～20年	約7%	-	-	-	-	A-1	約6.5%	平成22～27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(②約6%(平成27～32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したものの。					
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5%	平成16～20年平均値	3.5%	-	-	-	-	A-1	5.0%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(6%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。					
7	既存住宅の流通シェア	14%	平成20年	14%	-	-	-	-	B-1	20%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。					
8-①	マンションの適正な維持管理 (①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	37%	平成20年度	37%	-	-	-	-	A-1	56%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(70%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。					
8-②	(②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	51%	平成20年度	51%	-	-	-	-	A-1	概ね80%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(概ね100%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。					
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24%	平成22年度	19.3%	19.1%	24%	23.5%	22.3%	B-1	37%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。					
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2%	平成22年4～12月	-	-	0.2%	-	-	N-2	5.1%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(10%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。					
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8%	認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月までの値	-	8.8%	12.7%	12.5%	12.0%	B-1	14.4%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(20%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。					

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	0003	-	97	94	事業の目的を達成するため、平成25年度は4つの調査等を行っている。 ①住宅市場に係る総合的な調査 ②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ③既存住宅流通市場の活性化に向けた情報提供に関する調査経費 ④既存住宅に係る住宅性能表示制度等の認定・評価に関する調査検討経費	5,6,7,8	-
市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	0004	18 (18)			近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望等に即した検討等により、市街地環境の実態を把握し効果的な規制誘導方針のとりまとめを行い、求められる性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制の方針や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制の運用方針等について具体的に検討を進める。	5	-
住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	0005	115 (85)	112	102	事業の目的を達成するため、平成24年度は7つの調査等を行っている。 ①建築基準に関する国際基準整合調査 ②建築関連手続きのオンライン化の推進に係る調査検討 ③民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備 ④建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査・検討 ⑤リフォーム相談ガイドライン・専門家育成プログラムの作成経費 ⑥ユネスコ事業拠出金 ⑦建築基準法の性能技術基準整備調査	5	-
民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	0006	905 (898)	900 (887)	900	国が住宅・建築物に係る技術基準を整備する上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。(補助率:定額補助)	5,9	-
建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	0008	340 (333)	300 (269)	300	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備:建築基準法における構造方法及び建築材料等に係る、市場流通品や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、耐火試験等による性能の確認等	5,6	-
住宅市場技術基盤強化推進事業 (平成23年度)	0009	1,473 (1,399)	1,957 (1,923)	1,956	1) 先導的な技術開発等に関する事業 ・工法、要素技術などの開発 ・リフォームなど特殊な条件下の施工技術の開発 ・廃棄物削減に資する施工技術等の開発 ・評価・検査技術の開発 ・建材・資材の流通システムや生産工程の合理化、低コスト化に関する開発 ・住宅の質等に関する新しいニーズに対応した計画技術に関する開発 ・技術開発のロードマップ作成等 2) 技術的基盤の強化等に関する事業 ・情報発信、情報提供のための講習会・シンポジウムの実施等 ・相談体制の整備等	6,7	-
住宅セーフティネット基盤強化推進事業 (平成23年度)	0010	299 (247)		450	○既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等との連携・協力により、物件情報の収集や管理面での効率化・円滑化の仕組みを構築する取組みを支援し、既存賃貸住宅の一部の借上げによる公営住宅の供給を促進する。 ○家賃債務保証業務等の適正化支援 家賃債務保証業務の適正化を図るため、事業者等に対する情報提供、当該業務のあり方等についての講習会・説明会の実施に係る取組み等を支援する。 ○賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 裁判外紛争処理手続き(ADR)の活用等による電話相談や面接相談体制の整備等を支援する。 ○居住支援協議会活動支援 住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を支援する。 ○改正高齢者住まい法の普及促進事業 サービス付き高齢者住宅について登録制度を設ける改正高齢者住まい法の円滑な施行・運用を図るため、事業者等に対する情報提供、登録情報の分析等、当該制度の周知・普及に係る取組みを支援する。	7	-

木造住宅施工能力向上・継承事業 (平成24年度)	0011	765 (733)	987 (891)	987	木造住宅等の施工能力向上・継承に向けた取組として、①木造住宅の省エネ施工技術に関する講習、②木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習、③木造住宅の構造計画に関する講習、④既存住宅のリフォーム推進に資する診断・修繕計画策定・施工技術等に関する講習、⑤長期優良住宅の施工等に係る大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導、⑥伝統的な技術を活用した木造住宅の施工を担う大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導を実施する事業者について、事業計画の提案を公募し、学識経験者の意見を踏まえて選定された事業に対して補助を行う。(補助率:定額)	5, 6, 11	-
建築確認手続き円滑化等推進事業 (平成23年度)	0013	396 (325)	200	150	東日本大震災による建築被害を踏まえた制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者側・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成する。(補助率:定額補助)	5, 6	-
木造建築基準の高度化推進事業 (平成23年度)	0014	437 (417)	550 (522)		木造3階建ての学校や延べ面積3,000㎡を超える建築物の火災時の安全性については、規制の緩和等を行うために必要な既存の技術的知見が存在しない。このため、当該建築物の火災時の避難安全の確保、著しい延焼・危害の防止について、実大火災実験や関連する要素実験(特定の仕様による実験結果が、他の仕様にも適用できるか確認するための部材実験等)、シミュレーション等の調査分析を行う民間事業者等に対して補助を行い、技術基準整備に必要なデータの収集整理を行う。(補助率:定額補助)	5	-
既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業 (平成24年度)	0016	-	150	150	消費者が安心して既存住宅の取得やリフォーム工事を進める環境を整備するため、消費者ニーズに対応した保険商品の充実について検査技術の導入・実用化に対する支援を行う。また、住宅事業者が新築住宅を引き渡す場合に、保険又は供託による資力確保を義務付けている「住宅瑕疵担保履行法」に基づく住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準については、保険法人間の基準の整合を図るため国が関与する必要があることから、保険事故の発生状況等を踏まえた基準見直しに係る取組に対する支援を行う。	6, 7, 10	-
既設昇降機安全確保緊急促進事業 (平成24年度)	0017		8,450 (50)		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定建築物(病院、学校、分譲マンション等)のうち、三大都市圏等の区域内における耐火建築物等であることその他の要件を満たすものに設けられているエレベーターについて、費用・工期に関して一定以上の水準(1台当たり4,000千円以下、7日間以内)である等モデル性を有した防災対策改修に対して国が直接支援を行う。	-	防災対策改修の実施台数:約3,000台 防災対策が実施されている既設エレベーターの割合:25% (平成25年度)
東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連:25-①、②)	167	147,547 (7,320)		-	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・都市再生機構の専門職員を派遣し、当該地方公共団体の人材不足等を補う等、災害復旧・復興関連事業に係る技術支援に対する補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	5, 6	-
東日本大震災災害復興住宅融資等緊急対策費補助金(東日本大震災関連)(平成23年度)	168	206,700 (206,700)		-	①災害復興住宅融資の拡充等 東日本大震災により被害を受けた者に対して、災害復興住宅融資の金利引下げ(建設・購入の場合、当初5年間0%など)、元金据置期間の延長(最長3年→最長5年)、申込期間の延長(平成27年度末まで)を行う。 また、住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合において復旧資金を貸し付ける災害復興宅地融資を行う。 ②既住貸付者に対する返済方法の変更 東日本大震災により被災した住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の利用者で、一時的に今後の返済が困難となる方に対して、通常の支援措置の拡充(最長5年間の返済猶予、返済猶予期間中の金利引下げ(最大1.5%引下げた金利又は0.5%のいずれか低い方))、返済期間の最大5年延長)を行う。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	5-①	-
空き家管理等基盤強化推進事業 (平成25年度)	新25-01	-					
既存建築物安全性確保推進事業 (平成25年度)	新25-02	-					
マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	新25-03	-	-	151	(1)マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組み等のマンション管理適正化・再生推進に当たった課題の解決に向けた次の事業 ①専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化に係る事業 ②被災時のマンション生活維持のための環境整備に係る事業 ③持続可能社会に対応したマンション再生の促進に係る事業 (2)マンション管理適正化・再生推進に当たった課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業	8	-
住宅ストック活用・リフォーム推進事業 (平成25年度)	新25-04	-	-	1,000	中古住宅流通市場・リフォーム市場の20兆円までの規模倍増に向けて、消費者に対する相談体制の整備等により市場環境を整備するとともに、市場の活性化に資する民間の取組を支援する。	6, 7, 10	-
住宅市場安定化体制整備事業 (平成25年度)	新25-05	-					